

石垣市立適応指導教室入級及び石垣市青少年センター通所等検討委員会設置要綱

平成 26 年 6 月 30 日
教育委員会告示第 12 号

改正 平成 27 年 6 月 1 日教委告示第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、石垣市立適応指導教室入級及び石垣市青少年センター通所等について検討を行うため、石垣市立適応指導教室入級及び石垣市青少年センター通所等検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、小学校及び中学校から申請のある入級及び通所等について調査審議し、決定する。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、教育部長、学校指導課長、いきいき学び課青少年センター所長、石垣市立教育研究所長、青少年センター青少年係長及び学校指導課担当指導主事の職にある者をもって組織する。

2 前項の委員に事故があるとき又は欠けたときは、代理をもって充てることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会の委員長は教育部長を、副委員長は学校指導課長をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の合意で決定する。

4 委員長が必要と認めたときは、関係者を出席させ説明を求めることができる。

(決定)

第 6 条 検討委員会の審議の結果について、支援機関は速やかに申請のあった小学校又は中学校に通知しなければならない。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、学校指導課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年教委告示第 17 号)

この要綱は、公布の日から施行する。